

(様式5)

電話照会事案事績整理票

項目コード	ST2000 JT4000 HJ5300
-------	----------------------------

(課税第一部 審理課)

(起案日 [])

- 申告所得税(譲渡除く)
- 源泉所得税
- 資産税(譲渡・相続・贈与)
- 法人税
- 消費税等 その他

決 裁 （ 合 議 ） 欄	課 名	課 長	審理官	課長補佐・総括主査	専門官・主査	係 長	係 員
	決 裁 了						

整理番号 (所) D-003
(資) D-005
(法) D-006

照 会 者	照会者	対象者	照会者及び委託者の役員等	受付年月日	[]
	[]	[]	[]	回答年月日	[]

【照会事項】
役員等に対して法人課税信託に該当する信託を用いて新株予約権を交付する場合の課税関係について

関係法令
所法2①八の三、13①、28、67の3①②、所令52④、84②、109①三、197の3、法2二十一、二十九の二、4の6①、22、37

【照会要旨】

金融商品取引市場への上場を目指すA社は、内国法人であるB []（以下「照会者」という。）を受託者とする新株予約権信託（以下「本件信託」といい、本件信託に係る契約を以下「本件信託契約」という。）を用いて、新株予約権型インセンティブプラン（以下「本件プラン」という。）を導入する予定である。

本件信託は、A社が発行する新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）を、照会者に割り当て、照会者に取得・管理させ、将来の特定の日においてA社の役員及び一定の役職にある従業員（以下「役員等」という。）に対して本件新株予約権を交付することを目的とする。具体的には、本件信託の設定日においてA社は金銭を信託し、照会者は当該金銭を本件新株予約権の払込みに充てる。 []

[] A社は、 []

[] 本件新株予約権の交付を受ける役員等、その交付数及びその交付をすべき日（以下「信託財産交付日」という。）等を照会者に対して通知し、当該通知により、本件信託の受益者（以下「本件受益者」という。）を確定させる。照会者は、本件受益者に対して本件信託の信託財産に属する本件新株予約権を交付し、その交付の完了をもって本件信託は終了する。

役員等は、本件新株予約権の内容としてA社によってあらかじめ定められた条件の下で、本件新株予約権の行使をし、取得したA社株式を譲渡することで利益を得る。

この場合、役員等における所得税等の課税関係は、次のとおり取り扱われると解してよいか。

なお、本件受益者が確定するまでの間の本件信託は、受益者が存しない信託として法人課税信託に該当することを本照会の前提とする。

- 1 本件受益者が確定することによって、本件受益者が信託財産たる本件新株予約権の引継ぎを受けることに係る所得税の課税関係は生じない。
- 2 信託財産交付日に、本件受益者が本件新株予約権の交付を受けることに係る所得税の課税関係は生じない。
- 3 本件信託契約に基づき受託者が [] について、(1)及び(2)における本件受益者及びそれ以外の者に所得税及び相続税の課税関係は生じないほか、(3)における照会者において、 [] 新株予約権の帳簿価額を損金の額に算入する。
 - (1) [] に相当する本件新株予約権
 - (2) [] に交付

されるべきであった本件新株予約権

(3) XXXXXXXXXX 本件信託が終了する直前において本件信託の信託財産に属する本件新株予約権

4 役員等が本件新株予約権を行使したことに係る所得税の課税関係は生じない。

5 役員等が本件新株予約権の行使によって取得したA社株式を第三者に譲渡した場合の譲渡所得の計算上控除されることとなる取得費は、本件新株予約権の取得価額と行使価額の合計額である。

【回答要旨】

1 所得税関係

【照会要旨】1ないし3について、照会者の見解のとおりと解して差し支えない。

【照会要旨】4について、本件新株予約権は、発行人から役務の提供その他の行為による対価として与えられた権利に該当することから、役員等がその権利行使をした日におけるA社株式の価額から本件新株予約権の取得価額（行使に際し払い込むべき金額があればそれを加算した金額）を控除した金額が、給与所得の収入金額となる（所法36②、所令84②四）。

なお、本件新株予約権の取得価額は、本件信託が法人課税信託に該当しないこととなった直前における、照会者の本件新株予約権の帳簿価額に相当する金額となる（所法67の3①、所令197の3①）。

2 資産税関係（【照会要旨】3及び5）

【照会要旨】3について、照会者の見解のとおりと解して差し支えない。

【照会要旨】5について、本件新株予約権は、その行使によって給与所得が課されるものであることから、その行使により取得したA社株式を第三者に譲渡した場合の譲渡所得の計算上控除されることとなる取得費は、その行使の日におけるA社株式の価額となる（所令109①三）。

3 法人税関係（【照会要旨】3）

【照会要旨】3について、提出された資料に基づく限り、照会者の見解のとおりと解して差し支えない。

庁	要 (XXXXXXXXXX) 否	他部課等連絡	要 (. . .) 否	連絡先 ()	局 WAN	要・否
---	--	--------	---------------	------------	-------	-----

(二) [Redacted]

(ホ) [Redacted]

ハ

[Redacted]

(イ) [Redacted]

(ロ) [Redacted]

(ハ) [Redacted]

(ニ) [Redacted]

[Redacted]

(ホ) [Redacted]

ニ

(イ) 委託者は、[Redacted] 金銭（以下「当初信託金」という。）を信託する《概要図②》。

(ロ) 受託者は、[Redacted] 本件新株予約権を購入し《概要図④・⑤》 [Redacted]

ホ

(イ) [Redacted]

(ロ) [Redacted]

(ハ) 委託者は、[Redacted] 受託者に対して受給予定者及びその交付を受ける数、信託財産交付日、[Redacted] を直ちに通知する《概要図⑥》。

(ニ) 上記(ハ)に基づき受託者に対して通知された受給予定者は、当該通知がなされた日（以下「本件受益者確定日」という。）において本件受益者となる。

(ホ) 信託財産交付日において、受託者は本件受益者に対して本件新株予約権を交付し、委託者は、本件新株予約権に係る新株予約権原簿の名義を、受託者から各本件受益者に書き換える〈概要図⑩〉。 [REDACTED]

ハ

(イ) 信託財産に属する本件新株予約権のうち、上記ホ(ハ)に基づき受託者が通知を受けた [REDACTED]

(ロ)

(ハ)

(ニ)

(ホ)

(ヘ)

ト

(イ)

(ロ)

(ハ)

(ニ)

(ホ)

(ヘ)

(ト)

(チ)

(リ)

(ヌ)

テ

リ

(3) 本件新株予約権の内容等

イ 会社法第 238 条《募集事項の決定》第 2 項に基づく新株予約権の発行に係る株主総会決議においては、割当先を本件信託の受託者である照会者とする。

[Redacted]

ロ [Redacted]

ハ [Redacted]
ニ [Redacted]

ホ 権利行使に当たっては、[Redacted]及び③権利行使時に新株予約権者がA社役員等の地位にあることのすべてを充たす必要がある。

[Redacted]

(4) その他

イ 本件信託は、信託設定時から本件受益者確定日までの期間（以下「本件期間」という。）、信託の受益者（法法 12①）及びみなし受益者（法法 12②）のいずれも存在しない信託として法人課税信託（所法 2①八の三、法法 2二十九の二ロ）に該当することから、本件信託の受託者である照会者は、内国法人として所得税法及び法人税法の規定が適用される（所法 6 の 3 一、法法 4 ①）。

※ 別件照会事案（電話照会事案（法人）D■-043 参照）においても、照会者見解のとおりで差し支えない旨の結論となった。

ロ 当初信託金は、委託者であるA社から受託者である照会者に対する贈与があったものとして、照会者において、拠出された金銭の額に相当する受贈益を益金として認識し、法人税が課される（法法 22②）《概要図③》。

ハ 本件新株予約権は、税制適格ストックオプション（措法 29 の 2①）には該当しないことを前提とする。

ニ 本件受益者は株主等として本件新株予約権を与えられるものではない。

ホ 本件信託契約及び本件新株予約権の内容は信託法その他法令の規定に抵触しない。

ヘ [Redacted]

ト [Redacted]

受託者から各本件受益者に書き換えることで、本件新株予約権の給付に係る受益権を取得した本件受益者は、本件新株予約権の交付を受けることとなる（上記1(2)ホ(ホ)）。

かかる本件新株予約権の交付についての収入計上時期は本件受益者確定日であり、その課税関係は上記(1)のとおりであって、信託財産交付日に本件受益者が受益権以外の権利を新たに取得したとは認められない。したがって、信託財産交付日に役員等が本件新株予約権の交付を受けることについて、所得税の課税関係は生じない。

(3) 受託者の本件新株予約権 [redacted] 課税関係について

イ [redacted] に係る所得税の取扱い

受益者等が存しない信託（法法2二十九の二ロ）に受益者等が存することとなった場合は、法人課税信託が受益者等課税信託となることから、本件受益者確定日以後、本件信託の信託財産に属する資産は、本件受益者が有するものとみなされる（所法13①）。この場合、例えば、一の受益者が有する受益者としての権利がその信託財産に係る受益者としての権利の一部にとどまる場合であっても、残余の権利を有する者が存しない又は特定されていないときには、当該受益者がその信託の信託財産に属する資産の全部を有するものとみなされる（所基通13-1）ところ、本件信託契約において、[redacted] を有する者が特定されていないことから、信託財産に属するすべての本件新株予約権は本件受益者が有するとみなされる。

[redacted] については、本件受益者確定日におけるA社からの通知により、本件受益者に対して交付することとなる本件新株予約権の数が定まることを受けて、[redacted] の有無及び数が明らかになる。このことは、当該通知によって本件受益者が確定する事実が、[redacted] の前提になると観念することができるから、税法上は、本件受益者が [redacted] を有するとみなされ、[redacted] をしたものと取り扱われるものと考えられる。ただし、[redacted] を本件受益者が有するとみなされるとしても、本件新株予約権は、[redacted] 実際には市場価値が形成される権利であるとは認められず、[redacted] 本件受益者において損失が生じるものではない。

したがって、受託者が [redacted] 本件受益者に所得税の課税関係が生じることはない。

ロ [redacted] に係る所得税及び相続税の取扱い

本件受益者の [redacted] は、本件受益者確定日後に行われるものであることから（上記1(2)ホ(ニ) [redacted]）、税法上、その本件受益者が有するものとみなされていた本件新株予約権が、[redacted] として取り扱われる。上記(1)及び(2)の検討によれば、本件受益者確定日から信託財産交付日までの間に、本件受益者において所得税の課税関係は生じないと考えられるところ、本件受益者が [redacted] [redacted] 収入が確定する要因があるとは認められないことから、[redacted] について所得税の課税関係は生じない。

また、本件契約書においては、[redacted] [redacted] ことから、本件契約書から判断する限りにおいて、本件受益者の [redacted] 本件受益者の相続人その他の者が新たに [redacted] ないし本件信託に係る受益権を取得するとは認められない。

したがって、受託者が [redacted] 本件受益者に所得税の課税関係が生じることはなく、本件受益者の相続人その他の者に相続税の課税関係が生じることはない。

ハ [redacted] に係る法人税法上の取扱いについて

㌻) 会計上の取扱い

会計上、新株予約権については、金融商品に関する会計処理を定めることを目的としている金融商品に関する会計基準（以下「金融商品会計基準」という。）において、「金融資産とは、…有価証券…をいう。」（金融商品会計基準Ⅱ、1.4）としており、「有価証券の範囲は、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づく」（金融商品会計基準Ⅱ（注1-2））とされ、金融商品取引法第2条第1項九号で「株券又は新株予約権証券」が金融商品取引法の有価証券とされている（新株予約権に表示されるべき権利について、当該権利を表示する新株予約権が発行されていない場合には、当該権利が金融商品取引法上の有価証券とみなされる（金商法2②）。）ことから、金融商品会計基準上の「有価証券」である「金融資産」に該当することになる。

また、金融商品会計基準Ⅲ、2.(1)8において、「金融資産の権利を喪失したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない」と金融資産の消滅の認識要件を示しており、会計処理については、「金融資産がその消滅の認識要件を満たした場合には、当該金融資産の消滅を認識するとともに、帳簿価額としての受払額との差額を当期の損益として処理する」（金融商品会計基準Ⅲ2(3)11）こととされている。

㌼) 法人税法上の取扱い

法人税法上では、新株予約権は有価証券に該当する（法法2二十一）。

法人税法第22条第4項では、法人の収益・費用の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算されるべき旨定めている。

法人税法第22条第3項は、各事業年度の所得の計算上、損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、「次に掲げる金額とする」として同条同項第三号において、「損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」としている。

㌽) 当てはめ

本件信託における会計処理の基準は、上記㌻のとおり、金融商品会計基準によることとなると考えられる。

上記㌻後段のとおり、会計上、当期の損失として処理することとされており、法人税法上、その取扱いに別段の定めがないことから、上記㌼のとおり、事業年度において、損金の額に算入することになる。

なお、当該損金の額に算入することとなる損失は、

受託者である照会者において、新株予約権に係る権利を喪失することとなって生じる損失であって、A社に対してなんら経済的利益を供与したものではないため、法人税法第37条第7項に規定する寄附金の額には該当しない。

(4) 役員等による本件新株予約権の行使等に係る課税関係について

イ 株式等を取得する権利の課税時期

金銭以外の物又は権利その他の経済的な利益をもって収入する場合の収入すべき金額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とされるのが原則であるが（所法36②）、株式等を取得する権利については、その行使の日における価額から所定の金額を控除した金額がこれに当たる（所令84②）。

このように、権利の付与時ではなく行使時に課税されることとなる株式等を取得する権利とは、発行法人から与えられた権利で、当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものとされており（所令84②本文）、このうち、会社法第238条第2項の決議に基づき発行された新株予約権については、当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限るとされている（所令84②四）。

ロ 当てはめ

㌻) 発行法人からの付与

一般に、従業員に対してストックオプションを付与する場合には、株式等を取得する

秀な人材を確保し、精勤意欲を高めるとともに、その功績に報いることを企図して発行されるものであるから、権利行使による利益は、役員等による労務の対価の性質を有するものと認められる。

※ 照会者は、本件信託が法人課税信託であり、税法上、その存在が擬制されているにすぎないことから、仮に本件新株予約権がA社から役員等に対して付与されたとみる場合は、当初信託金に係る金銭が本件受益者に交付された上で、当該金銭を原資として本件受益者がその払込みによって本件新株予約権を取得したと考えることができるため、本件受益者がその役務提供の対価として本件新株予約権を与えられるものには該当しないと見る見解を示している。しかしながら、①本件新株予約権がA社から役員等に対して付与されたとみるのは、法人課税信託の税法上の意義を論拠とするのではなく、本件プラン全体の事実関係に基づく認定によること、②当初信託金に係る金銭は、受託者が本件新株予約権の払込みに充てることにより、 A社に戻るものであり、本件受益者に交付される事実はないこと及び③本件受益者確定日より前における、本件信託の信託財産に属する資産が本件受益者に帰属するとみる法的根拠はないことから、当初信託金に係る金銭によって本件受益者が本件新株予約権を取得したとの照会者の見解には理由がない。

(ハ) 小括

本件プランの事実関係を全体としてみれば、本件新株予約権は、将来一定の役職にある役員等に取得させることを予定してA社が発行したのであり、A社における勤務継続を前提として、役員等に本件新株予約権を取得・権利行使益を得させることによって、精勤のインセンティブを与える性質を有すると認められ、これによれば、発行法人から役務の提供その他の行為による対価として与えられた権利に該当することから、その行使の日における価額に基づき、所得税が課される（所令 84②）。

この場合、権利行使益の所得区分については、本件新株予約権の取得及び行使が、その時のA社の役員等に限られることから（上記1(2)ロ及び(3)ホ）、発行法人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められ、役員等の給与所得（所法 28①、所基通 23～35 共通-6）に該当する。

また、本件新株予約権は、発行法人から与えられた株式等を取得する権利のうち、会社法第 238 条第 2 項の決議に基づき発行された新株予約権に該当するため、その権利行使益に係る収入金額は、本件新株予約権の行使日におけるA社株式の価額から、本件新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額を控除した金額となる（所令 84②四）。なお、役員等が有する本件新株予約権は、本件信託が法人課税信託に該当しないこととなった直前における、照会者の帳簿価額に相当する金額により本件受益者が取得したものとみなすことから（所法 67 の 3①、所令 197 の 3①②）、当該帳簿価額が取得価額となる。

おって、本件新株予約権は、その行使によって給与所得が課されるものであることから、その行使により取得したA社株式を第三者に譲渡した場合の譲渡所得の計算上控除されることとなる取得費は、その行使の日におけるA社株式の価額となる（所令 109①三）。

(5) 結論

イ 所得税関係（【照会要旨】1ないし4）

上記(1)ないし(3)の検討の結果、本件受益者確定日、信託財産交付日 において、本件受益者の所得税の課税関係は生じないことから、照会者の見解のとおりと解して差し支えない。

上記(4)の検討の結果、本件新株予約権は、発行法人から役務の提供その他の行為による対価として与えられた権利に該当することから、役員等がその権利行使をした日におけるA社株式の価額から本件新株予約権の取得価額を控除した金額が、給与所得の収入金額となる（所法 36②、所令 84②四）。

※ 本件新株予約権の取得価額は、本件信託が法人課税信託に該当しないこととなった直前における、照会者の帳簿価額に相当する金額となる（所法 67 の 3①、所令 197 の 3①②）。なお、本件新株予約権の行使に当たって払い込むべき金額（上記1(3)二）を当該取得価額に加算して、本件新株予約権の権利行使日におけるA社株式の価額から控除する。

ロ 資産税関係（【照会要旨】3及び5）

上記(3)の検討の結果、本件受益者の において、本件受益者の相続人その他の

者に相続税の課税関係は生じないことから、照会者の見解のとおりと解して差し支えない。

上記(4)の検討の結果、本件新株予約権は、その行使によって給与所得が課されるものであることから、その行使により取得したA社株式を第三者に譲渡した場合の譲渡所得の計算上控除されることとなる取得費は、その行使の日におけるA社株式の価額となる（所令109①三）。

ハ 法人税関係

上記(3)ハのとおり、XXXXXXXXXX照会者の所得金額の計算において、当該新株予約権の帳簿価額は損金の額に算入されることになるため、照会者の見解のとおりと解して差し支えない。

※ 以上の結論は、照会者から提出された資料及び聴取事項を基に、本件信託が法人課税信託に該当することを前提としたものであり、事実関係等が異なる場合には、異なる取扱いとなる場合があることを併せて回答する。

(以上)

○ 所得税法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～八の二 省略

八の三 法人課税信託 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託をいう。

九～四十八 省略

2 省略

(納税義務者)

第五条 省略

2 省略

3 内国法人は、国内において内国法人課税所得の支払を受けるとき又はその引受けを行う法人課税信託の信託財産に帰せられる外国法人課税所得の支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

4 省略

(受託法人等に関するこの法律の適用)

第六条の三 受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、前条の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この条において同じ。）又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてこの法律の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一 法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるもの（次号において「営業所」という。）が国内にある場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、内国法人とする。

二～四 省略

五 法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二（定義）に掲げる信託に限る。）に第十三条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号及び第七号において「受益者等」という。）が存することとなつた場合（同法第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする。

六～九 省略

(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)

第十三条 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2・3 省略

4 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(給与所得)

第二十八条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 省略

(収入金額)

第三十六条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

3 省略

第六十七条の三 居住者が法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）の第十三条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）となつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人（第六条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。）からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 前項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3～7 省略

8 第一項の規定による引継ぎにより生じた損失の額がある場合の所得の金額の計算、第三項に規定する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合における同項の規定の適用その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 所得税法施行令

（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）

第五十二条 省略

2・3 省略

4 法第十三条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする。

5 省略

（株式等を取得する権利の価額）

第八十四条 省略

2 発行法人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合（株主等として与えられた場合（当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）を除く。）における当該権利に係る法第三十六条第二項（収入金額）の価額は、当該権利の行使により取得した株式（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）のその行使の日（第五号に掲げる権利にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日））における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

一～三 省略

三 省略

四 会社法第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。）に基づき発行された新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る。） 当該新株

予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

五 省略

(有価証券の取得価額)

第九九条 第二百五条第一項(有価証券の評価の方法)の規定による有価証券の評価額の計算の基礎となる有価証券の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 省略

三 発行法人から与えられた第八十四条第二項の規定に該当する場合における同項各号に掲げる権利の行使により取得した有価証券 その有価証券のその権利の行使の日(同項第五号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額

四～六 省略

2 省略

第九九七条の三 法第六十七条の三第一項(信託に係る所得の金額の計算)に規定する政令で定める金額は、同項の法人課税信託が法人税法第二条第二十九号の二ロ(定義)に掲げる信託に該当しないこととなつた時の直前における同項に規定する受託法人の同項の信託財産に属する資産及び負債の帳簿価額に相当する金額とする。

2 法第六十七条の三第一項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合における同項の信託財産に属する資産については、前項に規定する該当しないこととなつた時の直前における同項に規定する帳簿価額に相当する金額により取得したものとみなして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。この場合において、同条第一項の法人課税信託の同項に規定する受託法人が当該資産を取得した日を当該居住者の当該資産の取得の日とする。

3 法第六十七条の三第一項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた損失の額は、当該居住者の各年分の各種所得の金額の計算上、生じなかつたものとする。

4 法第六十七条の三第二項に規定する収益の額は、第一項に規定する資産の同項の帳簿価額の合計額が同項に規定する負債の同項の帳簿価額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額とし、前項に規定する損失の額は、当該資産の帳簿価額の合計額が当該負債の帳簿価額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額とする。

5 省略

○ 所得税基本通達

(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)

13-1 受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下13-6までにおいて同じ。))における受益者(同条第2項の規定により、同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下13-6までにおいて同じ。))は、受益者としての権利を現に有するものに限られるのであるから、例えば、一の受益者が有する受益者としての権利がその信託財産に係る受益者としての権利の一部にとどまる場合であっても、残余の権利を有する者が存しない又は特定されていないときには、当該受益者がその信託の信託財産に属する資産及び負債の全部を有するものとみなされ、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部が帰せられるものとみなされることに留意する。

13-7 法第13条第1項に規定する「信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)」には、原則として、例えば、信託法第182条第1項第1号(残余財産の帰属)に規定する残余財産受益者は含まれるが、次に掲げる者は含まれないことに留意する。

(1) 同項第2号に規定する帰属権利者(以下13-8において「帰属権利者」という。)(その信託の終了前の期間に限る。)

(2)・(3) 省略

23～35 共一 6 発行法人から令第 84 条各号(株式等を取得する権利の価額)に掲げる権利を与えられた場合(同条の規定の適用を受ける場合に限る。以下 23～35 共一 6 の 2 において同じ。) の当該権利の行使による株式(これに準ずるものを含む。以下 23～35 共一 9 までにおいて同じ。) の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。

(1) 令第 84 条第 1 号又は第 2 号に掲げる権利を与えられた取締役又は使用人がこれを行行使した場合 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として給与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が給与されると認められるときは、雑所得とする。

(2) 令第 84 条第 3 号又は第 4 号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 発行法人と当該権利を与えられた者との関係等に依り、それぞれ次による。

イ 発行法人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基いて当該権利が与えられたと認められるとき (1)の取扱いに準ずる。

(注) 例えば、措置法第 29 条の 2 第 1 項(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業所得又は雑所得とする。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

(3) 省略

○ 法人税法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二十 省略

二十一 有価証券 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項(定義)に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるもの(自己が有する自己の株式又は出資及び第六十一条の五第一項(デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等)に規定するデリバティブ取引に係るものを除く。)をいう。

二十二～二十九 省略

二十九の二 法人課税信託 次に掲げる信託(集団投資信託並びに第十二条第四項第一号(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する退職年金等信託及び同項第二号に規定する特定公益信託等を除く。)をいう。

イ 省略

ロ 第十二条第一項に規定する受益者(同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。)が存しない信託

ハ～ホ 省略

三十～四十四 省略

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

2・3 省略

4 個人は、法人課税信託の引受けを行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)

第四条の六 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(第二条第二十九号の二(定義)、第四条(納税義務者)及び第十二条

(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)並びに第六章(納税地)並びに第五編(罰則)を除く。以下この章において同じ。)の規定を適用する。

2 省略

(各事業年度の所得の金額の計算)

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配(資産の流動化に関する法律第百十五条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配を含む。)及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

(寄附金の損金不算入)

第三十七條 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額(次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。)の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2～6 省略

7 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与(広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。)をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

以下省略

○ 信託法

(定義)

第二條 省略

2 省略

3 この法律において「信託財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう。

4～6 省略

7 この法律において「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であつて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(以下「受益債権」という。)及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう。

8 この法律において「固有財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託財産に属する財産でない一切の財産をいう。

9～12 省略

(信託の終了事由)

第百六十三条 信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

- 一 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
- 二 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。
- 三 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。
- 四 受託者が第五十二条（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
- 五 信託の併合がされたとき。
- 六 第百六十五条又は第百六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- 七 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
- 八 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。
- 九 信託行為において定めた事由が生じたとき。

（残余財産の帰属）

第百八十二条 残余財産は、次に掲げる者に帰属する。

- 一 信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（次項において「残余財産受益者」という。）となるべき者として指定された者
- 二 信託行為において残余財産の帰属すべき者（以下この節において「帰属権利者」という。）となるべき者として指定された者

2・3 省略

（帰属権利者）

第百八十三条 信託行為の定めにより帰属権利者となるべき者として指定された者は、当然に残余財産の給付をすべき債務に係る債権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2～5 省略

6 帰属権利者は、信託の清算中は、受益者とみなす。

○ 会社法

（募集事項の決定）

第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権（当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。）について次に掲げる事項（以下この節において「募集事項」という。）を定めなければならない。

- 一 募集新株予約権の内容及び数
- 二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
- 三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。）又はその算定方法
- 四 募集新株予約権を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）
- 五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日
- 六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、第六百七十六条各号に掲げる事項
- 七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百十八条第一項、第百七十九条第二項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

2 募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

3～5 省略

（募集新株予約権の割当て）

第二百四十三条 省略

2 次に掲げる場合には、前項の規定による決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式である場合

二 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権（新株予約権であつて、譲渡による当該新株予約権の取得について株式会社の承認を要する旨の定めがあるものをいう。以下この章において同じ。）である場合

3・4 省略

（募集新株予約権の申込み及び割当てに関する特則）

第二百四十四条 前二条の規定は、募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

2 省略

3 第一項に規定する場合において、次に掲げるときは、株式会社は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によつて、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるとき。

二 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき。

（取締役の報酬等）

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によつて定める。

一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額

二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法

三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2・3 省略

4 第一項第二号又は第三号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

5・6 省略

○ 金融商品取引法

（定義）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一～八 省略

九 株券又は新株予約権証券

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

以下省略

○ 金融商品に関する会計基準(最終改正平成 20 年 3 月 10 日)

第Ⅱ 1 金融資産及び金融負債の範囲 4

金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引により生じる正味の債権等をいう。

※ 第Ⅱ 1 金融資産及び金融負債の範囲 4 に関する注書き

注 1-2 有価証券の範囲について

有価証券の範囲は、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づくが、それ以外のもので、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても有価証券の範囲に含める。なお、金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められないものについては、本会計基準上、有価証券としては取り扱わないこととする。

第Ⅲ 2 金融資産及び金融負債の消滅の認識(1)8

金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない。

第Ⅲ 2 金融資産及び金融負債の消滅の認識(3)11

金融資産又は金融負債がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該金融資産又は金融負債の消滅を認識するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。